

住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 7 年 8 月 5 日	三重県情報公開・個人情報保護審査会に関する住民監査請求 (令和 7 年 8 月 5 日) 三重県情報公開・個人情報保護審査会に申請された 12 件の審査請求について、併合の手続きが取られたが、この「併合」により審査が十分に行われないことは明らかであり、作為的に審査に不備を発生させるものと考えられる。 また、「併合」の手続きが取られたのは、審査請求の内容が「三重県職員による愉快犯的業者いじめの実態」及び「三重県の開発部局による非常識な審査体制」である等から、不祥事を隠蔽することが「併合」の目的と考えられる。 従って、こうした手続きに要した人件費、事務費、コピー代等は無駄遣いである。	総務部

住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
2	令和 7 年 9 月 4 日	三重県県土整備部に関する住民監査請求 (令和 7 年 9 月 2 日) 請求人に令和 7 年 8 月 8 日付けの 文書が同じ担当者から 2 通の郵便物 として送付されたが、1 通にまとめ て郵送すれば、切手代、封筒代は半 額になるので、切手代、封書代の相 当額が無駄遣いである。	県土整備部